

令和7年第4回那珂川町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和7年7月17日(木曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第1号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について (町長提出)

日程第 4 承認第2号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認
について (町長提出)

日程第 5 議案第1号 第3期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業(整備工事)請負
契約の締結について (町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	神 場 圭 司	2番	矢 後 紀 夫
3番	高 野 泉	4番	福 田 浩 二
5番	大 金 清	6番	川 俣 義 雅
7番	益 子 純 恵	8番	小 川 正 典
9番	鈴 木 繁	11番	川 上 要 一
12番	小 川 洋 一	13番	益 子 明 美

欠席議員(1名)

10番 大 金 市 美

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 福 島 泰 夫 副 町 長 小 松 重 隆

教 育 長	吉 成 伸 也	総 務 課 長	加 藤 博 行
企画財政課長	谷 田 克 彦	税 務 課 長	田 角 章
住 民 課 長	金 子 洋 子	生活環境課長	久保寺 康 之
健康福祉課長	益 子 利 枝	子 育 て 支 援 課 長	加 藤 啓 子
建設 課 長	田 邊 康 行	産 業 振 興 課 長	杉 本 篤
農 業 委 員 会 事 務 局 長	星 善 浩	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	星 学
学校教育課長	熊 田 則 昭	生涯学習課長	齋 藤 昌 代
上下水道課長	高 野 曜 路		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	横 山 和 則	書	記	仲野谷 智 子
書	記	小 森 亮 利		

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（益子明美） ただいまの出席議員は12名であります。

欠席届が10番、大金市美議員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回那珂川町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（益子明美） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（益子明美） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（益子明美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、益子純恵議員及び8番、小川正典議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（益子明美）　日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子明美）　異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美）　日程第3、承認第1号　那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長　福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫）　皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、令和7年第4回那珂川町議会臨時会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和4年5月にオープンしました屋内温水プールウェルフルなかがわにつきまして、およそ3年となる先月6月21日に累計入場者数が10万人を突破いたしました。これまで多くの町民をはじめ、近隣市町からも幅広い世代の方々にご利用いただいており、健康増進や地域交流の場として定着しつつあります。

ウェルフルなかがわはご存じのとおり、温水プールに加え、トレーニングジムやスタジオも併設しており、子どもから高齢者まで年齢や目的に応じて利用できる点が大きな特徴です。

また、小・中学校のプール授業のほか、水中運動教室やヨガ教室など、町民のニーズに応じた多様なプログラムも展開しております、今後さらに利用の裾野が広がることが期待されております。

引き続き、運動を通した仲間づくりの拠点として、施設の魅力や利用方法の周知に努めるとともに、安全・快適な運営に取り組み、町民の皆様の健康寿命の延伸と地域の活性化に資する施設となるよう努めてまいります。

今回の臨時会は、条例改正、補正予算及び工事請負契約締結の議案3件を提出しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されました、承認第1号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和7年6月4日に公布され、同日に施行されました。

これに伴いまして、那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例についても所要の改正を行うため、令和7年6月9日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会にご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付しております参考資料、那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由ですが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の職務のために要する費用の額が改められたため、所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容ですが、条例別表中、報酬の額について、選挙長の1回「1万800円」を「1万2,200円」に、投票所の投票管理者の日額「1万2,800円」を「1万4,500円」に、期日前投票所の投票管理者の日額「1万1,300円」を「1万2,800円」に、開票管理者の1回「1万800円」を「1万2,200円」に、選挙立会人の1回「8,900円」を「1万100円」に、投票所の投票立会人の日額「1万900円」を「1万2,400円」に、期日前投票所の投票立会人の日額「9,600円」を「1万900円」に、開票立会人の1回「8,900円」を「1万100円」にそれぞれ改正するものです。

4、施行期日は、令和7年6月9日であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に、本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第4、承認第2号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました、承認第2号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、早急に補正予算を編成し、執行する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、6月9日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会にご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

今回の補正予算につきましては、7月20日投開票で執行される第27回参議院議員通常選挙に係る選挙事務経費を計上したもので、その補正額は100万円であり、補正後の予算総額は98億1,900万円となりました。なお、これらに要する財源は、県支出金を充てることといたしました。

以上、令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 補足説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

16款県支出金、3項1目総務費委託金の補正額は100万円の増で、参議院議員通常選挙に係る委託金であります。

8ページ、歳出に入ります。

2款総務費、5項2目参議院議員通常選挙費の補正額は100万円の増で、7月3日公示、7月20日投開票の日程で執行される参議院議員通常選挙に係る事務経費を計上するもので、報酬は条例改正に伴い、選挙立会人等の非常勤職員報酬を増額するもの。

使用料及び賃借料は、6月1日に施行された改正労働安全衛生規則により、職場の熱中症対策が義務化されたことに伴い、熱中症対策の強化として、投票所等に設置する扇風機の借上料及び空調服の賃借料を増額するものであります。

9ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に、本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第2号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について
は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第5、議案第1号 第3期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業（整備工事）請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました、議案第1号 第3期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業（整備工事）請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は、一般競争入札とし、6月17日に開札を行いました。その結果、日本電通株式会社代表取締役社長川副和宏が、8億3,674万8,000円で落札いたしました。

工事の内容ですが、本工事は、町ケーブルテレビ施設の老朽化や防災面等の課題に対応するため、ケーブルテレビ網を既存の同軸ケーブルから全線光ケーブルに切り替えるもので、3か年にわたる整備工事のうち、最終年度の工事となるものであります。

地方自治法第96条第1項第5号及び那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦）　補足説明を申し上げます。

議案第1号をご覧ください。

契約の締結内容は、契約の目的、第3期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業（整備工事）、契約の方法、一般競争入札、契約金額、8億3,674万8,000円、契約の相手方、大阪府大阪市港区磯路2-21-1、日本電通株式会社代表取締役社長川副和宏であります。

次に、議案書に添付しております参考資料の入札経過書をご覧ください。

入札の経過ですが、4月21日に低入札価格調査制度対象工事として入札公告を行い、6月5日を締切日として入札参加申請を受け付けました。

その後、6月16日を提出期限として、電子入札方式により入札を実施し、6月17日を開札を行いました。

開札結果は、入札経過書一覧のとおりであり、入札参加業者2者中1者の入札辞退がありました。最低入札者となった日本電通株式会社を落札候補者として資格書類の審査を行い、6月30日に落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は8億4,787万円であり、落札率は89.71%であります。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる7月3日に締結いたしました。

続いて、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額7億6,068万円に消費税相当額7,606万8,000円を加えた8億3,674万8,000円が落札価格であり、契約書記載金額となります。

工事箇所は、那珂川町内、旧小川町の区域であります。

工事概要は、送受信設備一式、伝送路設備一式、電源設備一式を行うものであります。

工期は、着手日を議会の議決の日から3日を経過した日とし、完成日を令和8年3月25日といたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子明美）　質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に、本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 第3期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業（整備工事）請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（益子明美） 以上で本臨時会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて令和7年第4回那珂川町議会臨時会を閉会といたします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時18分